

行政書士法施行規則の一部を改正する省令について

1 改正理由

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般社団法人法」という。）」及び「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 79 号。以下「改正法」という。）」の施行に伴い、行政書士法施行規則（以下「規則」という。）の規定の整備を行うもの。

2 改正の内容

(1) 規則第 2 条の 2 について

行政書士試験については、総務大臣が指定する者に行政書士試験の施行に関する事務を行わせることができるとされており、その指定の申請にあたり、総務大臣に提出する申請書に添付する書類を定めている（規則第 2 条の 2 第 2 項）。

添付書類の一つに「定款又は寄付行為及び登記事項証明書」があるが、一般社団法人法の施行により、一般財団法人において設立の際に作成する書類が「寄付行為」から「定款」に一本化されたことに伴い、「寄附行為」の規定を削除するもの。

(2) 規則第 12 条の 2 について

行政書士は、行政書士法に定める業務のほか、他の法令に基づき行うことができる業務がある。行政書士法人についても、行政書士と同様の範囲の業務を行うことができることとされており、その業務範囲については、他の法令に基づき行う業務については、規則で定める業務について定款を定めることにより業務を行うことができるとされている（行政書士法第 13 条の 6）。その一つとして、出入国関係申請取次業務を定めている（規則第 12 条の 2）。

改正法の施行により、行政書士が取り扱うことができる当該取次業務の範囲が拡大されたことを受け、行政書士法人の業務範囲を規定している規則第 12 条の 2 の規定を改正するもの。

3 公布日及び施行期日

平成 29 年 2 月 17 日